

市営住宅管理業務における新型コロナウイルス対応について

1. 新型コロナウイルスを原因とする居住困窮者への市営住宅の提供（目的外使用）

・提供住戸・家賃

武佐団地TM（2戸）2DK 月額家賃：10,000円前後（第一分位相当家賃）

・一時使用期間

許可を受けてから3か月間、更新により最長1年間

・要件

釧路市に住所があり、新型コロナウイルスを要因とする雇用先からの解雇等に伴う社員寮や社宅からの退去を余儀なくされた世帯

→相談1件（市外居住のため要件未適合）、申し込み無し

2. 新型コロナウイルスの影響により収入が減った入居者への家賃減免

減免相談件数 35件

減免申請件数 17件

うち承認件数 14件

3. 団地内集会所への手指消毒液の配布

・団地内住宅集会所17施設（釧路地区14か所、音別地区3か所）

4. 集会所等施設及び児童遊園等遊具の使用休止および使用マニュアルの制定

・団地内集会所17施設、団地内児童遊園38箇所

・休止期間

集会所：令和2年3月 2日～3月31日

4月18日～5月24日（音別は25日まで）

遊具：令和2年4月28日～5月15日

・主なマニュアルの内容

飛沫感染、接触感染等を防ぐ使用方法、感染の可能性のある行為の制限等について

5. 市営住宅公募・収入申告において、三密を回避した受付会場設営および郵送受付の推奨